

多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向

2020年6月22日

金融庁 / 消費者庁 / 厚生労働省(自殺対策推進室) / 法務省

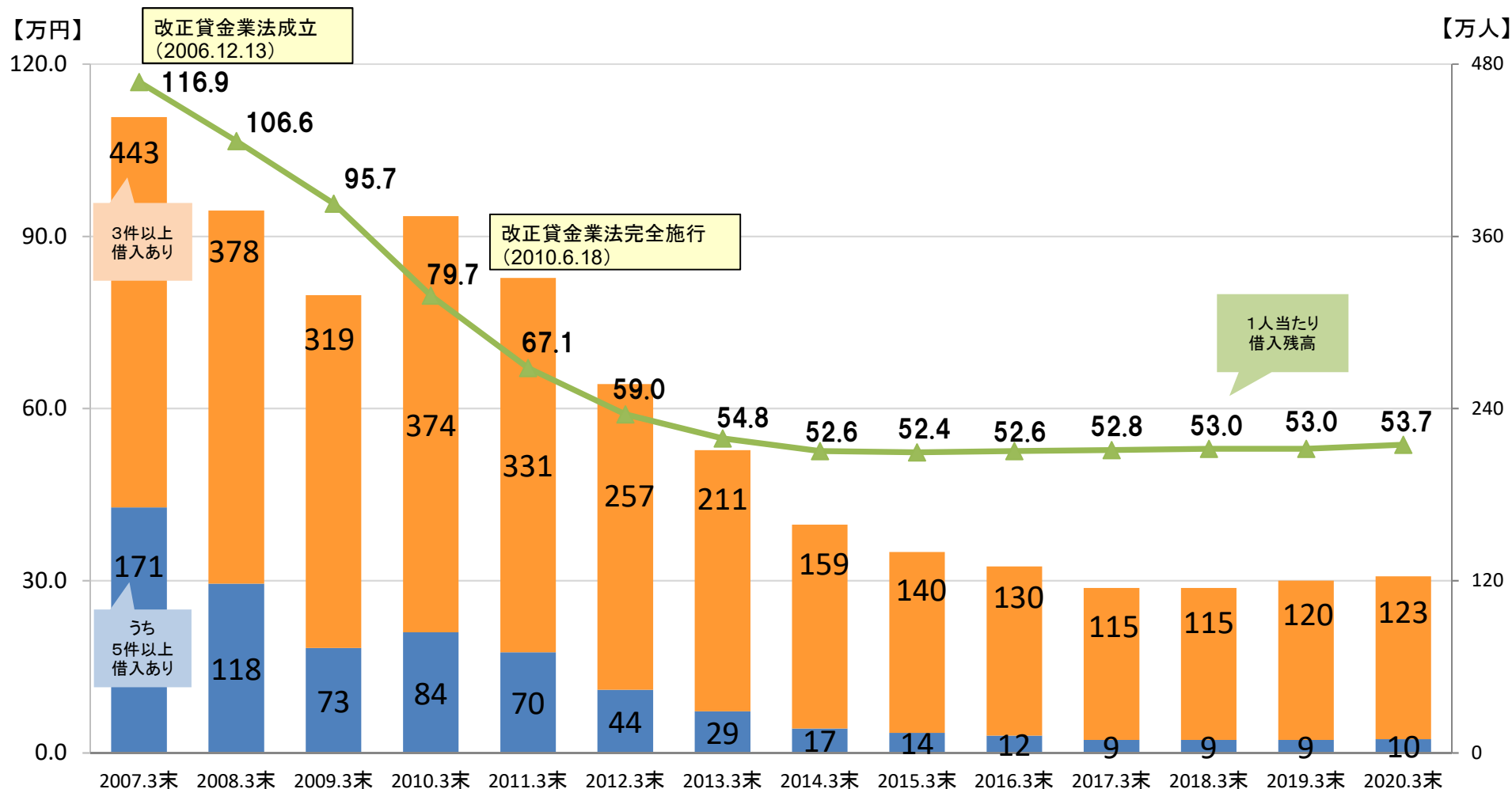
目 次

1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある 人数の推移	…	1
2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	…	3
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	…	4
4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況	…	11
5. 多重債務が原因とみられる自殺者数	…	13
6. 自然人の自己破産事件の新受件数	…	15
7. 銀行カードローンについて	…	16
8. 新たな形態の取引への対応	…	18
9. 新型コロナウイルス感染症に便乗した犯罪等への対応	…	20
10. ギャンブル等依存症対策の動向	…	21
11. 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法・ギャンブル等依存症への対応	…	23

1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移

多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



【参考】貸金業利用者に関する調査・研究（結果概要）

1. 調査内容

(1) 調査期日 2020年3月時点【前回:2019年3月時点】

(2) 調査対象 18～70代の男女

(3) 調査手法 インターネットによるアンケート調査

2. 調査概要（【 】は前回比）

(1) 「3年以内借入経験者」の割合

➤ スクリーニング調査(53,675サンプル)の結果、「3年以内借入経験者(※)」は7.4%【-0.2pt】

※ 3年以内に「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン(以下、キャッシング等)」、「消費者金融からの借入れ(以下、消費者金融)」、「商工ローンからの借入れ」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかの利用経験者

(2) 「3年以内借入経験者」の主な借入目的

➤ キャッシング等；「生活費」45.3%【+0.8pt】、「欲しいものの購入資金」23.6%【-1.3pt】、「クレジットカードの支払資金」21.7%【+0.4pt】

➤ 消費者金融；「生活費」49.1%【-0.4pt】、「クレジットカードの支払資金」20.3%【+1.0pt】、「欲しいものの購入資金」18.1%【+1.3pt】

(3) 「3年以内借入経験者」の「無登録業者(ヤミ金融)」の利用経験

➤ 「3年以内借入経験者」のうち、「無登録業者」の利用経験がある者は8.8%【-1.1pt】、利用意向あり(利用経験なし)は8.7%【-0.3pt】

➤ 利用理由上位は、「手続きが簡単」が28.8%【+1.6pt】、「家族に知られなくなかった」が23.5%【+4.3pt】、「借入れ限度額に達して、貸金業者から断られた」が21.2%【+3.6pt】

(4) ギャンブル等を目的とした借入経験者の相談状況

➤ ギャンブル等を目的とした借入経験者の中で、「相談したことがある」は19.3%【+2.4pt】

➤ 主な相談先は、「家族・親類・友人」が59.3%【+2.0pt】、「法テラス・国民生活センター」が22.2%【+2.1pt】、「財務局や地方自治体」が13.0%【-1.0pt】、「日本貸金業協会・全国銀行協会」が22.2%【+6.5pt】、「精神保健福祉センター・保健所」が3.7%【-1.5pt】

(5) 貸付自粛制度の認知

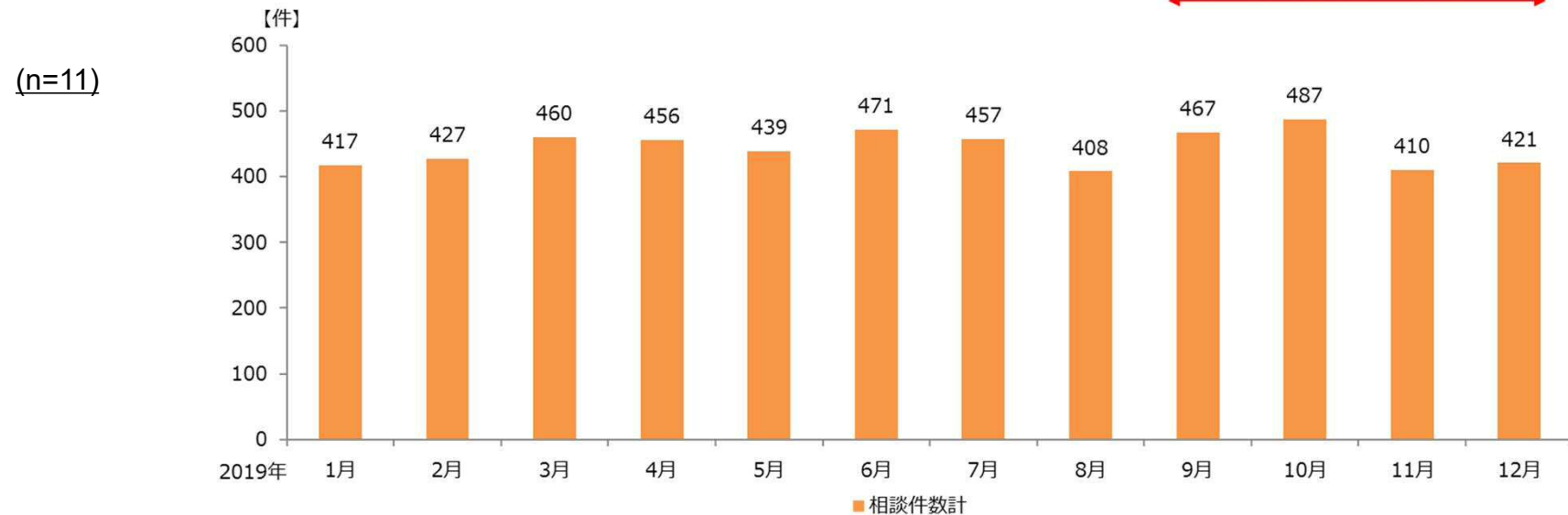
➤ 貸付自粛制度の「詳細な内容について知っていた」は2.3%【+0.6pt】、「聞いたことはあるが詳細な内容は知らなかった」が10.6%【+4.0pt】

➤ 主な紹介元は、「家族・親類・友人」が13.1%、「銀行や消費者金融等」が6.8%、「法テラスや国民生活センター」が6.3%

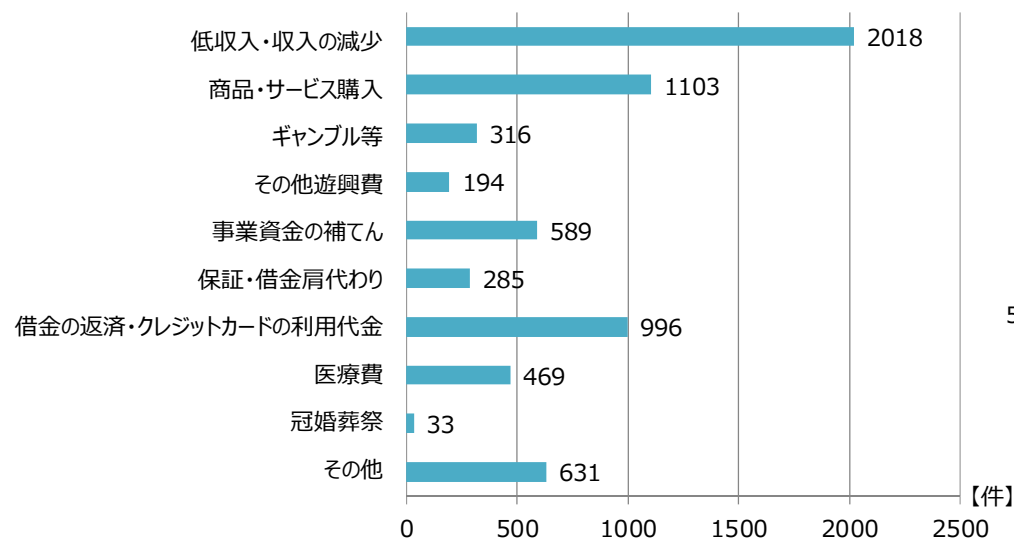
➤ 自分で調べた・掲示物等を見た先としては、「銀行や消費者金融等」13.3%、「日本貸金業協会」が9.6%、「全国銀行協会」が9.4%

2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況

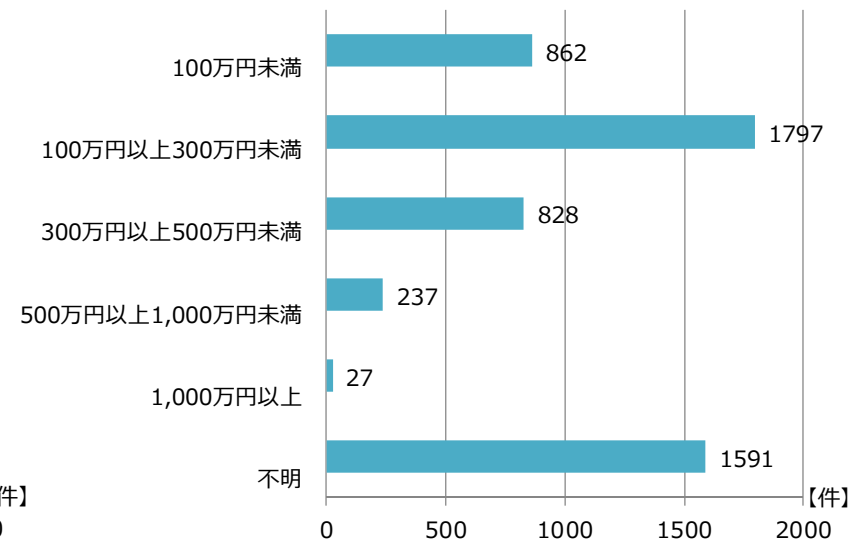
■ 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移



■ 相談者の借金をしたきっかけ（複数回答可）



■ 相談者の年収（年収は世帯年収とする）

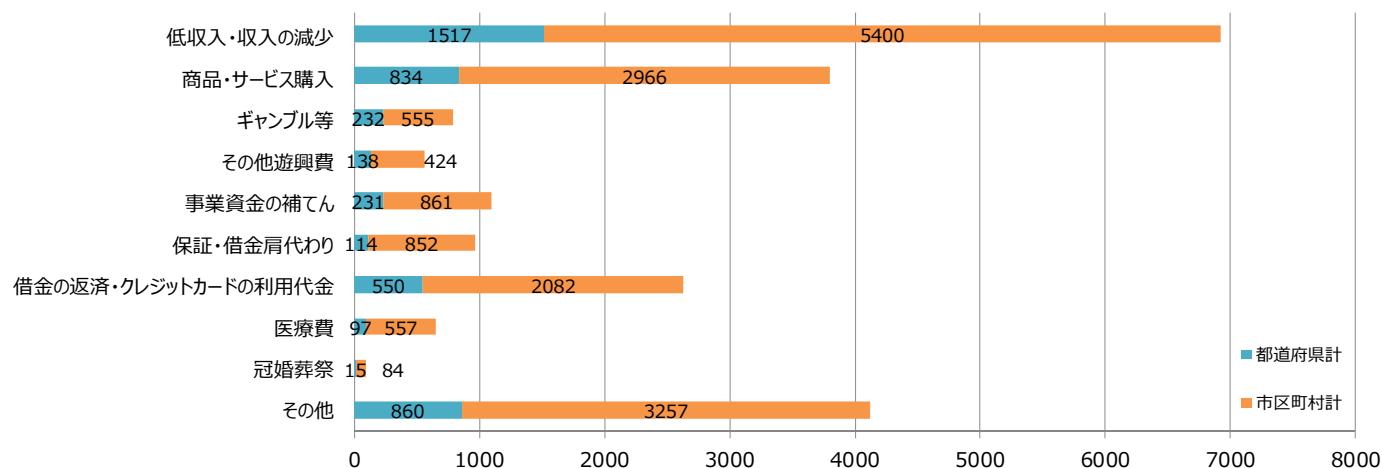


3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(1)

■ 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移



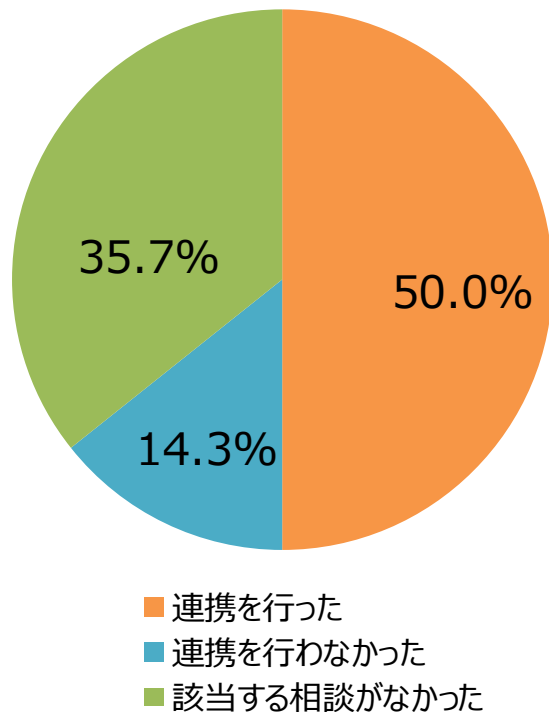
■ 相談者の借金をしたきっかけ (複数回答可)



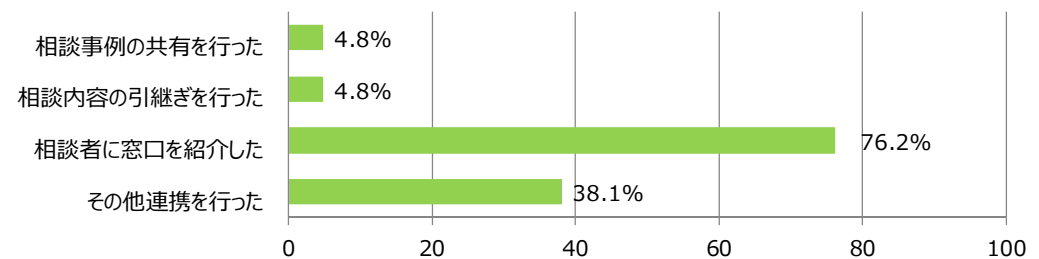
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(2)

「多重債務者相談強化キャンペーン2019」における生活困窮者自立支援事業と相談窓口との連携状況（都道府県）

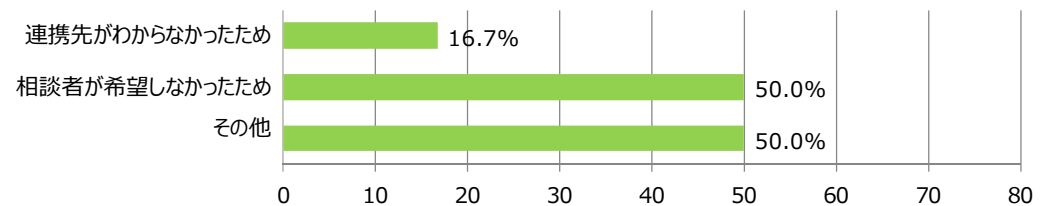
■ 都道府県における連携状況 (n=42)



<連携の内容（複数回答可）> (n=21)



<連携を行わなかった理由（複数回答可）> (n=6)

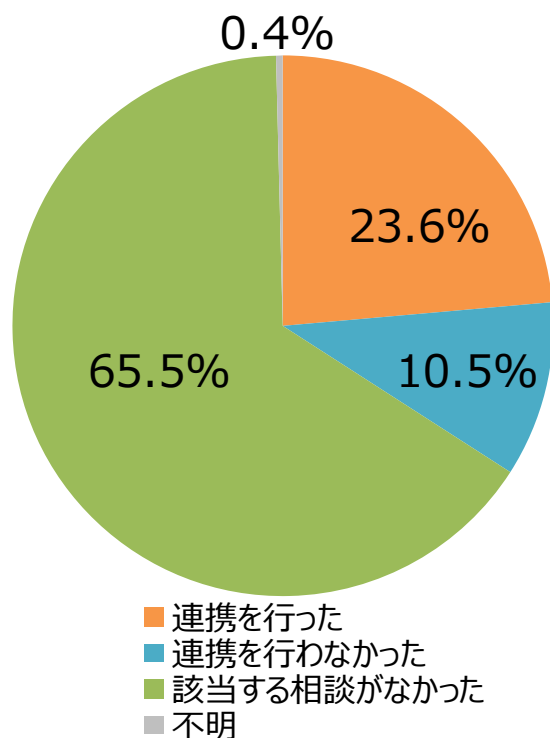


※「その他」には、「該当する相談がなかった」に相当する回答も含む。

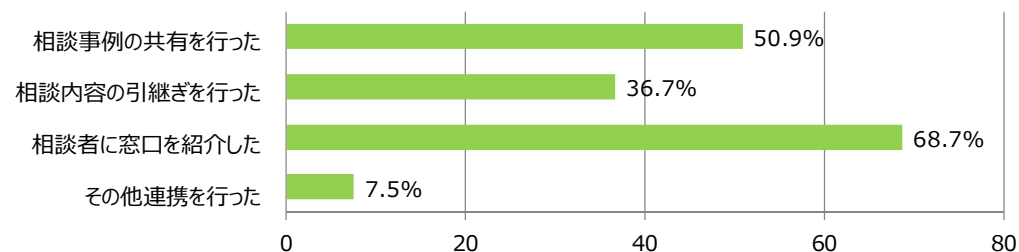
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(2)

「多重債務者相談強化キャンペーン2019」における生活困窮者自立支援事業と相談窓口との連携状況（市区町村）

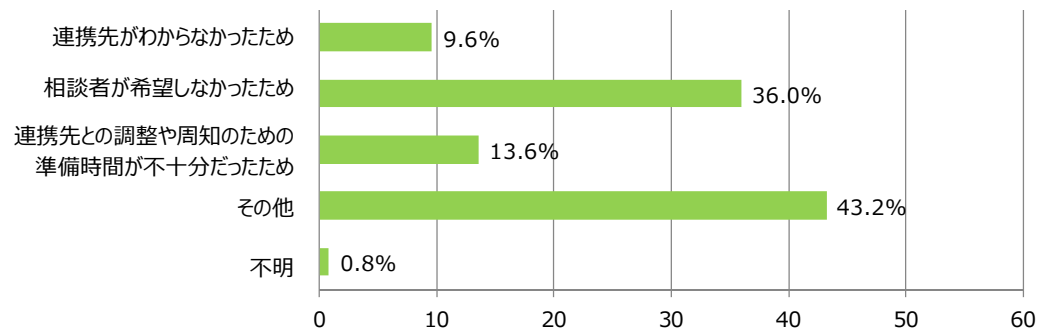
■ 市区町村における連携状況 (n=1192)



<連携の内容（複数回答可）> (n=281)



<連携を行わなかった理由（複数回答可）> (n=125)

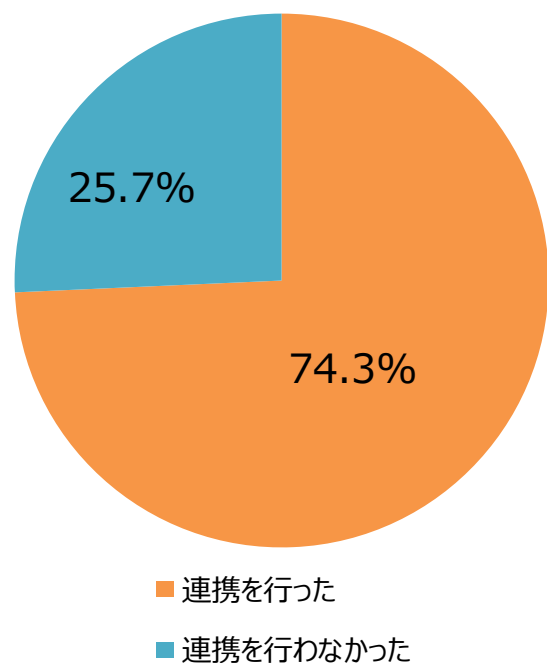


※「その他」には、「該当する相談がなかった」に相当する回答も含む。

3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(3)

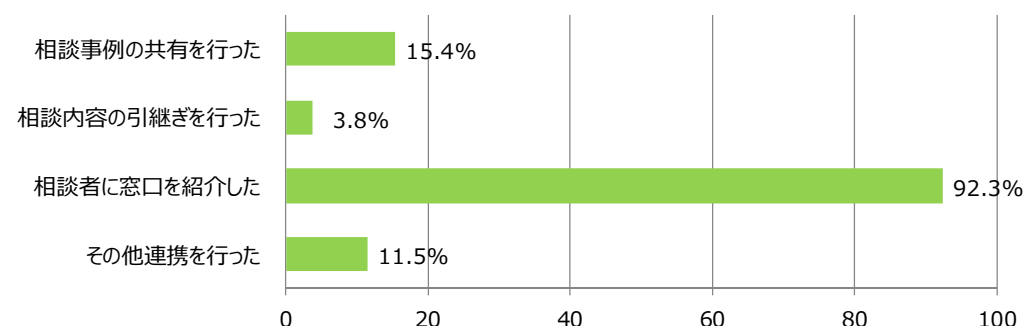
ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（都道府県）

■ 精神保健福祉センター・保健所との連携状況 (n=35)

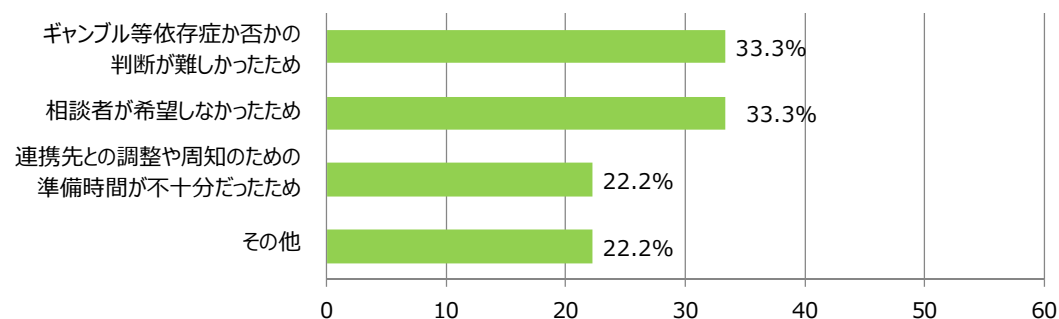


※本年より、「ギャンブル等依存症に関連する相談があった」と回答した地方自治体を本設問の回答対象としたことから、昨年までの同設問の集計結果と単純比較はできない点に留意。

<連携の内容（複数回答可）> (n=26)



<連携を行わなかった理由（複数回答可）> (n=9)



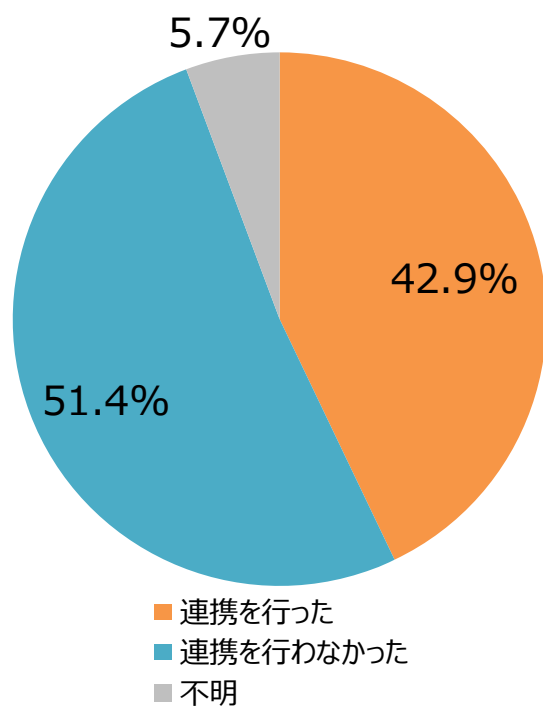
※「その他」には、「該当する相談がなかった」に相当する回答も含む。

3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(3)

ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（都道府県）

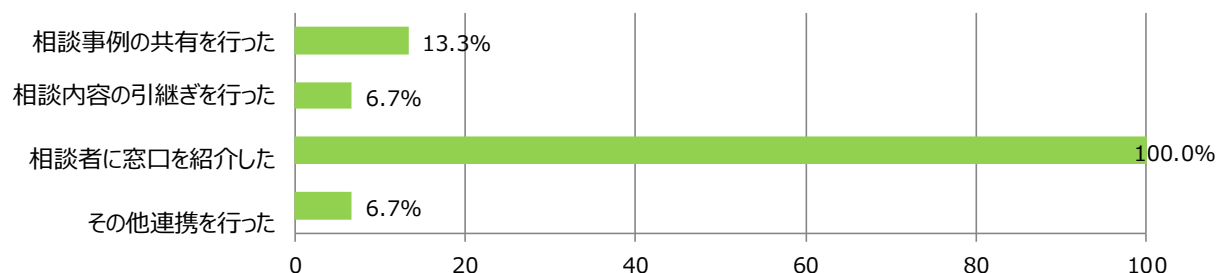
■ 自助グループ等（※）との連携状況（n=35）

（※）自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指す。

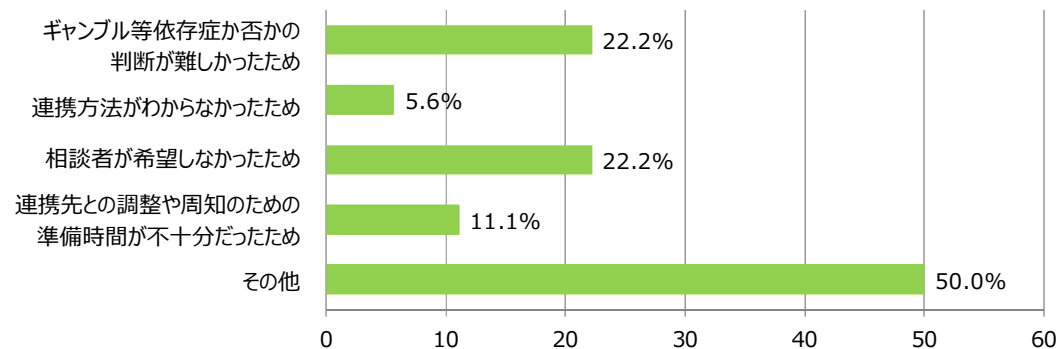


※本年より、「ギャンブル等依存症に関連する相談があった」と回答した地方自治体を本設問の回答対象としたことから、昨年までの同設問の集計結果と単純比較はできない点に留意。

<連携の内容（複数回答可）>（n=15）



<連携を行わなかった理由（複数回答可）>（n=18）

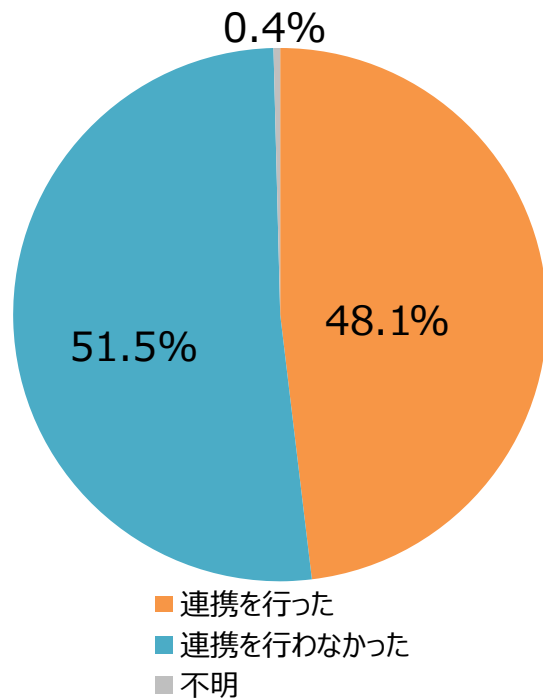


※「その他」には、「該当する相談がなかった」に相当する回答も含む。

3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(3)

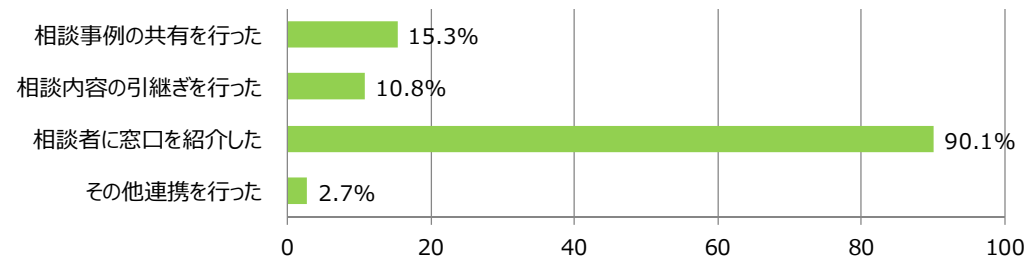
ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（市区町村）

■精神保健福祉センター・保健所との連携状況 (n=231)

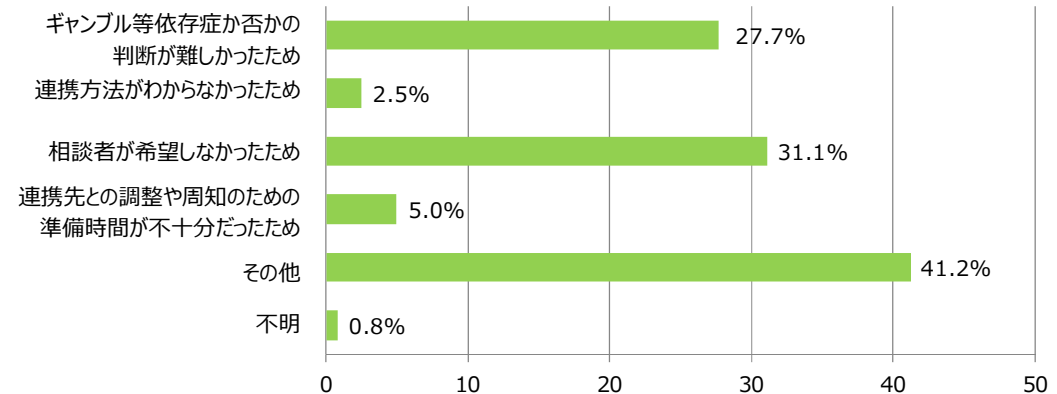


※本年より、「ギャンブル等依存症に関連する相談があった」と回答した地方自治体を本設問の回答対象としたことから、昨年までの同設問の集計結果と単純比較はできない点に留意。

<連携の内容（複数回答可）> (n=111)



<連携を行わなかった理由（複数回答可）> (n=119)



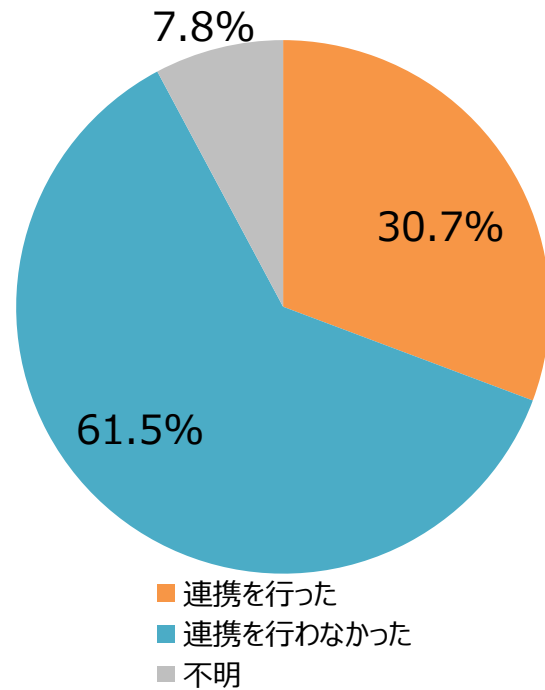
※「その他」には、「該当する相談がなかった」に相当する回答も含む。

3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(3)

ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（市区町村）

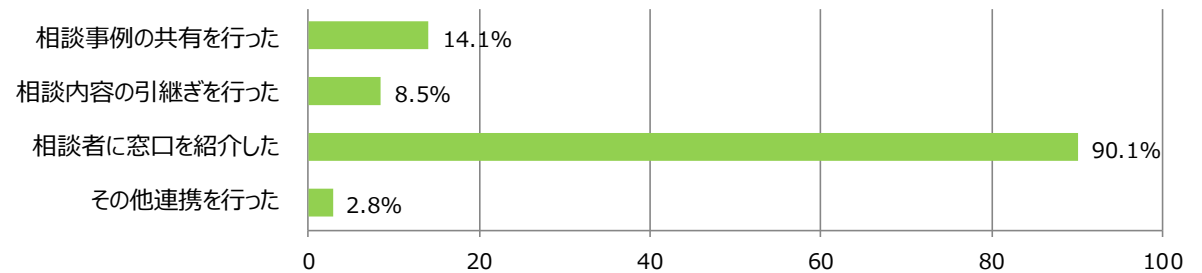
■ 自助グループ等（※）との連携状況（n=231）

（※）自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指す。

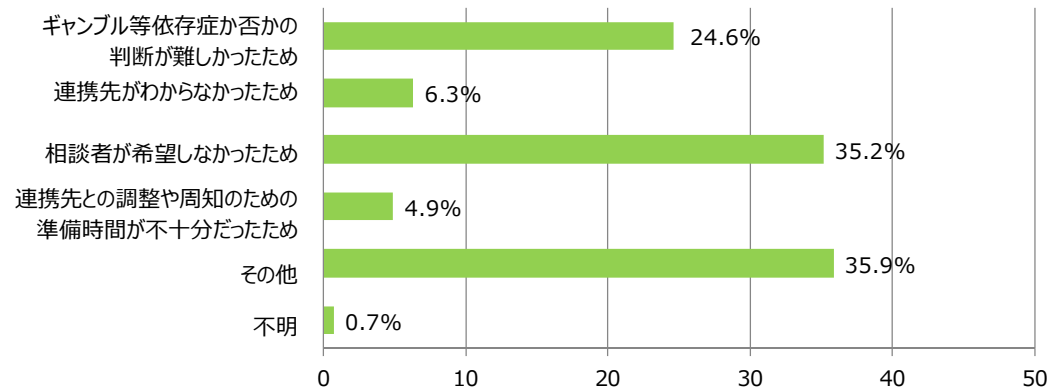


※本年より、「ギャンブル等依存症に関連する相談があった」と回答した地方自治体を本設問の回答対象としたことから、昨年までの同設問の集計結果と単純比較はできない点に留意。

<連携の内容（複数回答可）>（n=71）



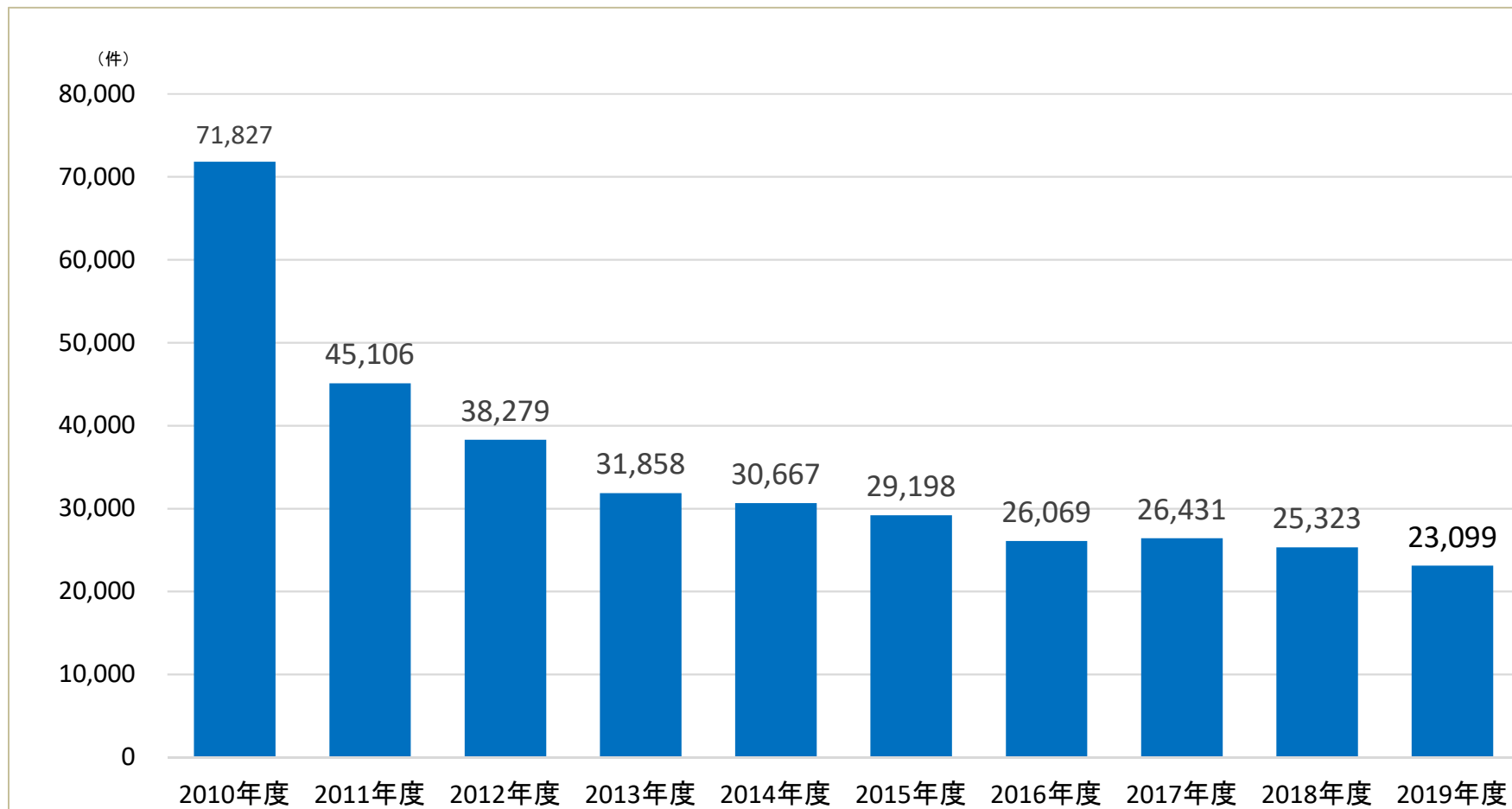
<連携を行わなかった理由（複数回答可）>（n=142）



※「その他」には、「該当する相談がなかった」に相当する回答も含む。

4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

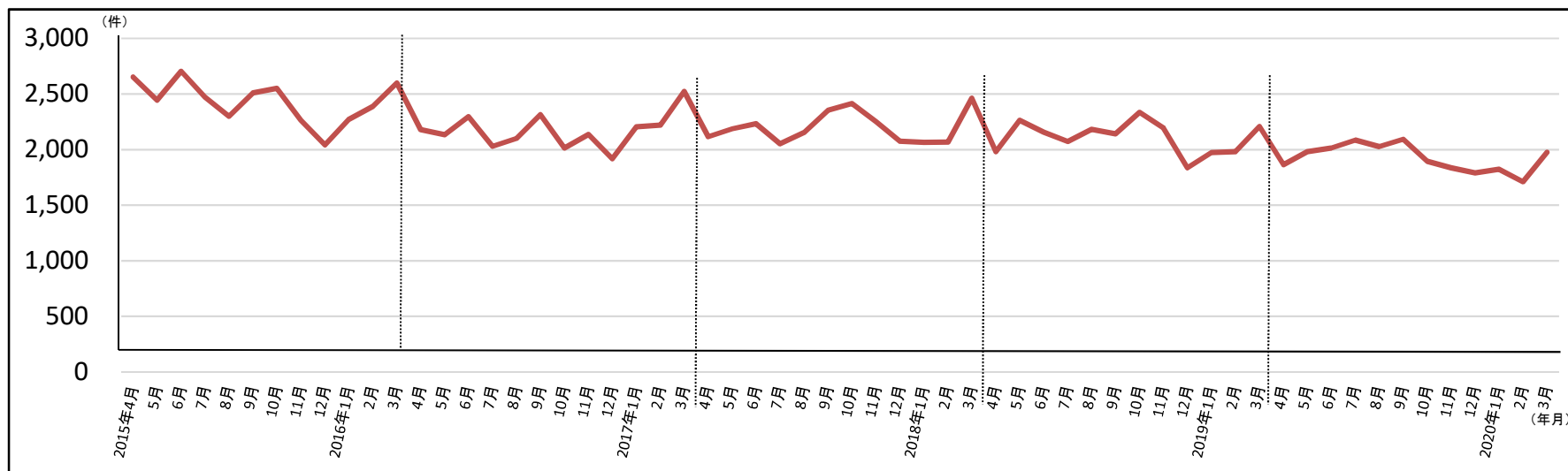
1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2020年4月30日登録分まで)。

4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(2)

1-2. 相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数。

2. 相談事例(2020年4月受付)

○交際費や小遣いの浪費で借金が868万円あり、毎月の返済16万円が苦しいので債務整理したい。

○8枚のクレジットカードで合計1000万円のキャッシングをしてしまった。支払いにも困るようになり、今後どうすべきか。

○開業資金の返済が困難になり銀行のカードローンやクレジットカードでキャッシングをした。リボ払いで元金が減らず債務整理したい

○10年以上前から多重債務に陥り、返済が滞っている。新型コロナウイルスの影響で収入が少なくなり困っている。債務整理したい。

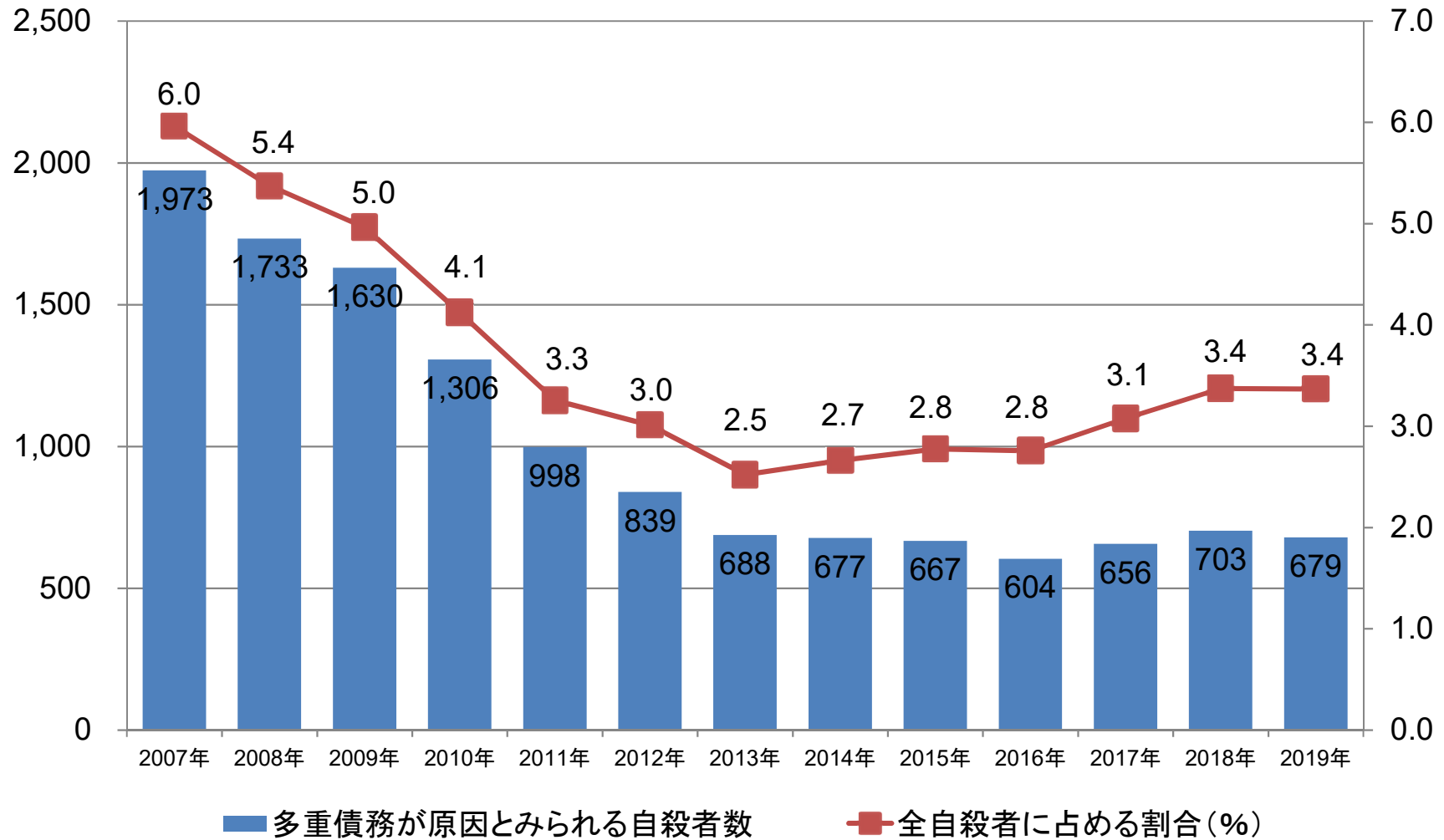
○多重債務が有り裁判所から封書が届いたが未開封。心療内科にかかっている仕事(自営)の再開は困難。どうしたらよいか。

○生活保護の担当者に転居することを伝えると住民票を移すよう言われたが、借金の取り立てが心配で移せない。

5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（1）

【人】

【%】



厚生労働省、警察庁統計を基に作成

5. 多重債務が原因とみられる自殺者数 (2)

■2019年中の年齢階級別、職業別の自殺者数(原因・動機が多重債務の者のうち)

(1) 年齢階級別自殺者数

原因・動機別		年齢階級別									合計
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	
負債 (多重債務)	計	2	79	103	192	181	97	21	3	1	679
	男	2	71	101	179	170	88	15	3	1	630
	女	0	8	2	13	11	9	6	0	0	49

(2) 職業別自殺者数

原因・動機別		自営業・家族従業者							被雇用者・勤め人																		
		自営業・家族従業者							被雇用者・勤め人 専門・技術職				管理的職業			事務職		販売従業者			サービス従業者						
		農・林・漁業	販売店主	飲食店主	土木・建築業自営	不動産業自営	製造業自営	その他の自営業主	自営業・家族従業者合計	教員	医療・保健従事者	芸能人・フリスポート選手	弁護士	その他の専門・技術職	議員・知事・課長以上の公務員	会社・公園等の役員	会社・公園等の部・課長	事務員	販売店員	外交員・セールスマン	露店・行商・廃品回収	美容師・理容師	調理人・バーテンダー	飲食店店員	ホステス・ホスト	遊技場等店員	その他のサービス職
負債 (多重債務)	計	9	9	17	39	3	11	46	134	1	12	1	0	12	0	8	5	16	16	8	0	5	1	7	0	3	31
	男	9	9	15	39	3	11	43	129	1	9	1	0	11	0	7	5	15	14	8	0	4	1	6	0	3	26
	女	0	0	2	0	0	0	3	5	0	3	0	0	1	0	1	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	5

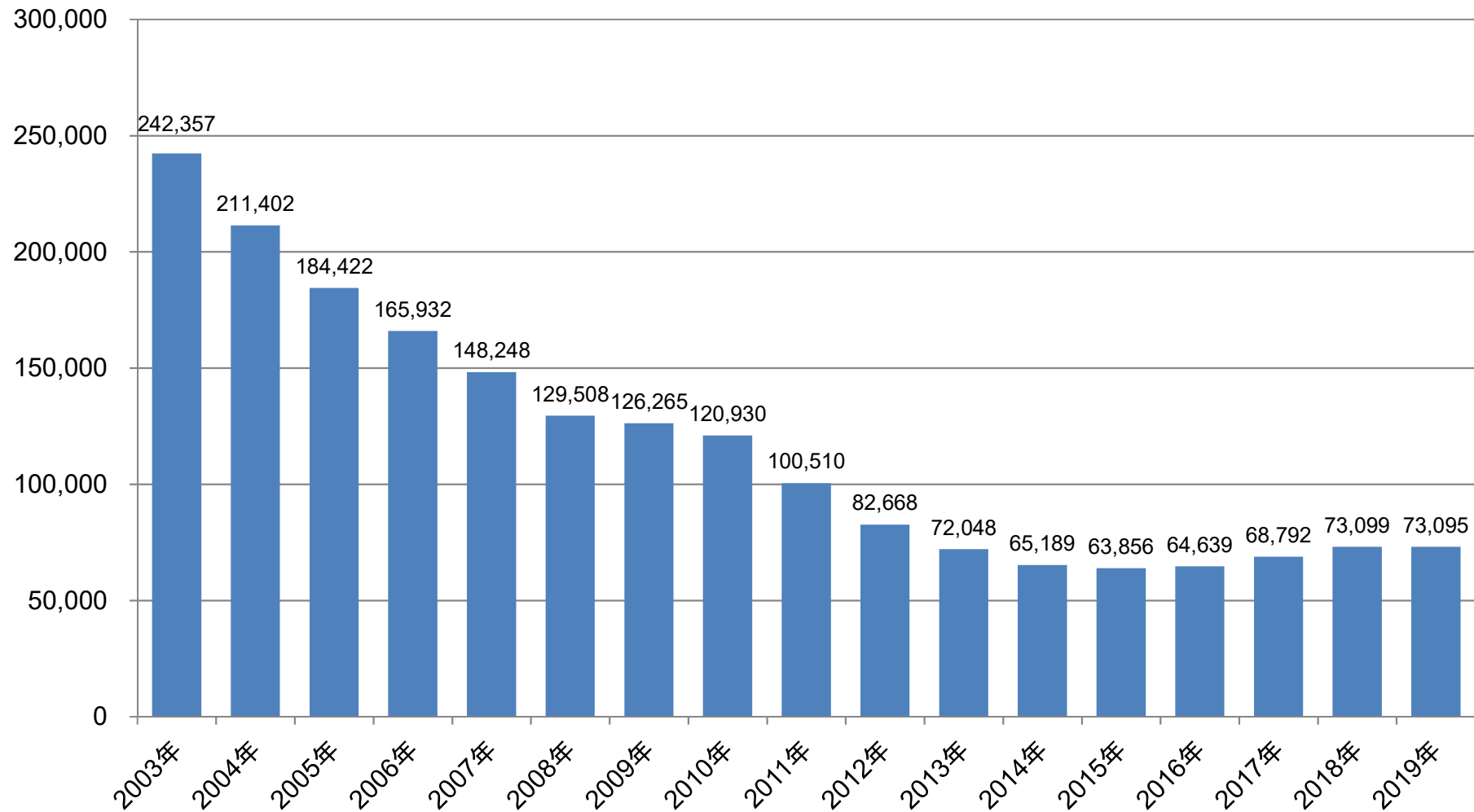
原因・動機別		被雇用者・勤め人														被雇用者・勤め人合計	有職者合計
		技能工						保安従事者		通信運輸従事者		労務作業					
		建設職人・配管工	輸送・精密機械工	機械工(輸送・精密を除外)	金属加工工	食品・衣料品製造工	その他の技能工	警察官・自衛官・消防士等	その他の保安従事者	運輸従事者	通信従事者	土木建設労務作業	運搬労務作業	その他の労務作業	その他		
負債 (多重債務)	計	17	4	5	8	5	24	12	7	13	2	32	17	49	43	364	498
	男	16	4	5	8	5	24	12	7	13	2	32	17	47	41	344	473
	女	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	20	25

原因・動機別		無職											無職者計	無職合計	不詳	合計		
		学生・生徒等						無職者										
		未就学児童	小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校生等	学生・生徒等計	主婦	失業者	利子・配当・家賃等生活者	年金・雇用保険等生活者					浮浪者	その他の無職者
負債 (多重債務)	計	0	0	0	1	3	0	4	8	48	0	19	0	89	164	168	13	679
	男	0	0	0	1	3	0	4	0	45	0	16	0	80	141	145	12	630
	女	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	3	0	9	23	23	1	49

(出典)厚生労働省・警察庁統計

6. 自然人の自己破産事件の新受件数

【件】

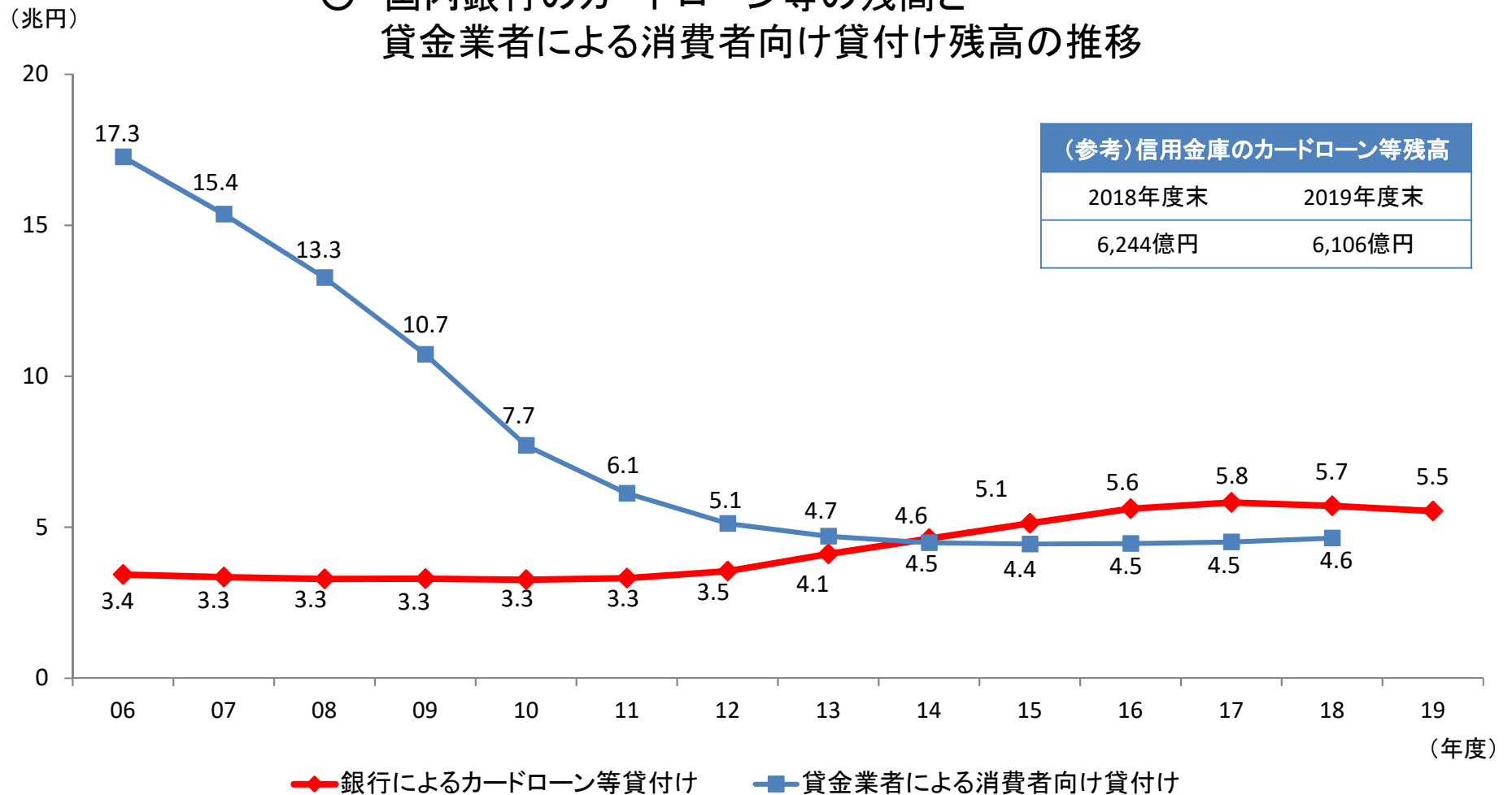


(出典) 2018年までは司法統計、2019年は司法統計月報(速報値)

※2016年及び2018年の計数は、司法統計の計数が修正されたため、前回資料で掲載した数値から修正したものを掲載

7. 銀行カードローンについて

○ 国内銀行のカードローン等の残高と
貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移



(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。

(出典)金融庁「貸金業関係資料集」、日本銀行時系列統計データより、金融庁作成

(参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高

(参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高					
2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
1,561億円	1,904億円	2,398億円	2,906億円	3,275億円	3,394億円

(注1)カードローン保証業務を行っている貸金業者28先(連結子会社含む)の合計額

(注2)上記貸金業者等のカードローンに係る債務保証残高(2019年度末)は、4.2兆円

(注3)一部、カードローン以外の求償権(証書貸付等)を含む

(注4)前回(2019年12月9日第14回懇談会)の資料に掲載した数値について、一部の貸金業者において過大計上(※)があったため、
2018年度以前の計数は、前回の資料に掲載した数値から修正したものを掲載

※ カードローンにかかる求償権だけでなく、貸金業者が直接貸付けた債権の一部(約600億円程度)が、全ての年度において含まれていた。

8. 新たな形態の取引への対応（1）（SNS個人間融資）

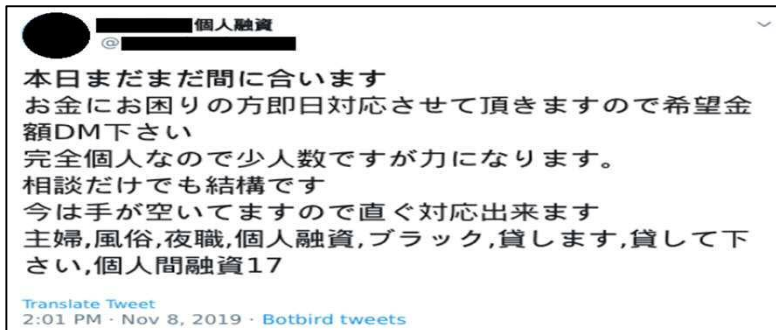
■ SNS個人間融資に関する悪質な書込みへの個別対応

- ✓ 金融庁公式Twitterアカウント（金融庁個人間融資対策（@fsa_P2PL））を開設し、昨年11月以降、Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対し、当該アカウントから直接返信することで、個別にも注意喚起。
- ✓ これまでに、100件を超える数の直接返信を実施し、その7割以上でアカウントが削除・凍結されるなどの効果がみられたところ。今後も本取組を継続。

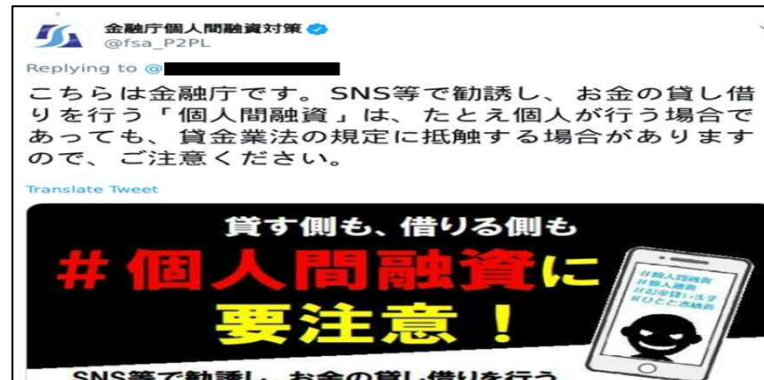
■ SNS個人間融資について、文部科学省を通じて、教育機関にも注意喚起

○ 直接返信の例

個人間融資の勧誘を行っている書込み



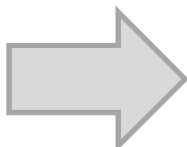
金融庁公式アカウントからの直接返信



(2019年11月8日実施)

○ 直接返信の実施状況（2020年6月17日現在）

直接返信数：109件



- ・ アカウントが削除又は凍結されたもの：77件
- ・ ツイートが削除されたもの：10件

8. 新たな形態の取引への対応（2）（ファクタリング）

■ 給与ファクタリング

- ✓ 給与ファクタリング（労働者が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該労働者を通じて資金の回収を行うもの）は、経済的に貸付けと同様の機能を有している^(※)ため、これを業として行うものは**貸金業に該当**。その旨を**本年3月6日公表**。
- ✓ リーフレットを公表・配布して**広く一般へ注意喚起**したほか、SNS事業者やプラットフォームフォーマーに対し**無登録業者の広告等について削除を要請**。

※ 労働者が賃金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、給与ファクタリングにおいては、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになる。
そのため、給与ファクタリングでは、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、これを業として行うことは、貸金業に該当すると考えられる。

■ 企業（事業者）向けファクタリング

- ✓ 偽装ファクタリング（無登録業者が、ファクタリングを装って、債権を担保とした貸付けを業として行うもの）について、リーフレットを公表・配布して**事業者へ注意喚起**。
- ✓ 事業者が高額な手数料を支払った結果、**かえって資金繰りが悪化するような状況を回避**する観点から、事業者に対して注意を促すとともに、**資金繰り支援に関する相談窓口を紹介**する内容のリーフレットを公表・配布して注意喚起。

⇒貸金業法上の登録を受けずに給与ファクタリングや偽装ファクタリングを業として行う者については、捜査当局等とも緊密に連携しつつ、厳正に対処。

9. 新型コロナウイルス感染症に便乗した犯罪等への対応

■ 新型コロナウイルス感染症に便乗した犯罪等への注意喚起

- ✓ 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付等について、**大臣談話**において、国民の皆様へ**注意喚起**。
- ✓ SNS等において「個人間融資」や「給与の買取り」をうたって違法な貸付けが行われる事案や、政府系金融機関や民間金融機関による新型コロナウイルス対策融資のあっせん等をうたって高額な手数料を要求する事案などについて、**広く一般へ注意喚起**。

金 融 庁
令和2年5月25日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態解除宣言を踏まえた今後の対応について
(麻生金融担当大臣談話)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言に関し、本日（令和2年5月25日）、緊急事態解除宣言がなされました。

これを踏まえ、緊急事態解除宣言後においても、金融機関等の業務運営に当たっては、下記のとおり、引き続き感染拡大防止に努めつつ、業務を継続するようお願いいたします。その際、業務の実施方法等については、地域の実情等を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

また、国民の皆様には、引き続き、下記のとおりご協力をお願い申し上げます。

～中略～

(国民の皆様へのお願い)

緊急事態解除宣言後も政府や都道府県の方針・要請等に従い、引き続き感染拡大防止の観点から、金融機関等においては、業務を継続するに当たり、店舗等における「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避などの取組みを実施することとしています。国民の皆様におかれましても、可能な限り、インターネット、コールセンター、ATMなどの非対面による金融サービスをご利用いただくようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付等が懸念されるため、関係機関とも連携して対応に努めていきますが、国民の皆様におかれましても、ご注意ください。

(2020年5月25日 麻生金融担当大臣談話)

令和2年5月13日更新
金融庁

新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意
ください！

新型コロナウイルス感染症や特別定額給付金に関する不審な電話、メールやショートメッセージ（SMS）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ウェブサイト等が確認されています。

こうした新型コロナウイルス感染症に乗じた犯罪等の被害にあわないように、心当たりのない電話やメール、ウェブサイトには十分ご注意ください。

～中略～

- ・ SNS等において、「個人間融資」や「給与の買取り」をうたって、違法な貸付けが行われる事例
SNSやウェブサイトなどにおいて、「コロナでお困りの方へ」などと勧誘し、貸金業法上の登録を受けていない業者が、個人間での融資を装ったり、給与の買取りをうたうなどして、法外な利息による違法な貸付けを行う。
- ・ 政府系金融機関等による融資のあっせん等をうたう事例
政府系金融機関や民間金融機関による新型コロナウイルス対策融資のあっせん等をうたって、高額な手数料を要求する。

少しでも不審に思ったら、警察（最寄りの警察署又は全国统一番号の警察相談専用電話「#9110」）や金融庁金融サービス利用者相談室（0570-016811（IP電話からは03-5251-6811））に情報提供・相談をお願いいたします。

(2020年5月13日更新 金融庁ウェブサイト)

10. ギャンブル等依存症対策の動向(1)(マニュアルの見直し等)

○ 2020年3月31日、金融庁・消費者庁は共同して、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を見直し。

《主な追加項目》

LOSTの概要

愛好家
と
依存症
の違い

【LOSTの概要】

※ 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会ウェブサイトから引用。

* 過去1年間のギャンブル等の経験で、以下の4項目のうち2つ以上該当する場合、「ギャンブル等の愛好家」ではなく、「ギャンブル等依存症」の危険性があるとされています。

- **Limitless**
…ギャンブル等をするときには予算や時間の**制限を決めない、決めても守れない。**
- **Once Again**
…ギャンブル等に勝ったときに、**「次のギャンブル等に使おう」と考える。**
- **Secret**
…ギャンブル等をしたことを誰かに**隠す。**
- **Take Money Back**
…ギャンブル等に負けたときに、**すぐに取り返したい**と思う。

ギャンブル等依存症が疑われる方からの相談への対応イメージ

ギャンブル等依存症が疑われる方からの相談への対応イメージ

(凡例)

- …消費生活センターへとアクセスされた方
- …消費生活相談員

	補足事項
<p>【最初のアクセスへの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はい、■■市消費生活センターです。お電話ありがとうございます。どのような御相談ですか。 ○ 借金が膨らんでしまい、家や会社にも取立てが来るようになってしまいました。家族や会社の上司と相談し、何とかならないかと思って電話しました。 	

(備考)ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルから抜粋。

《新生活スタート応援。2020Ver.》

【新生活スタート後の注意ポイント】

規則正しい生活は健康な日常生活の基本です

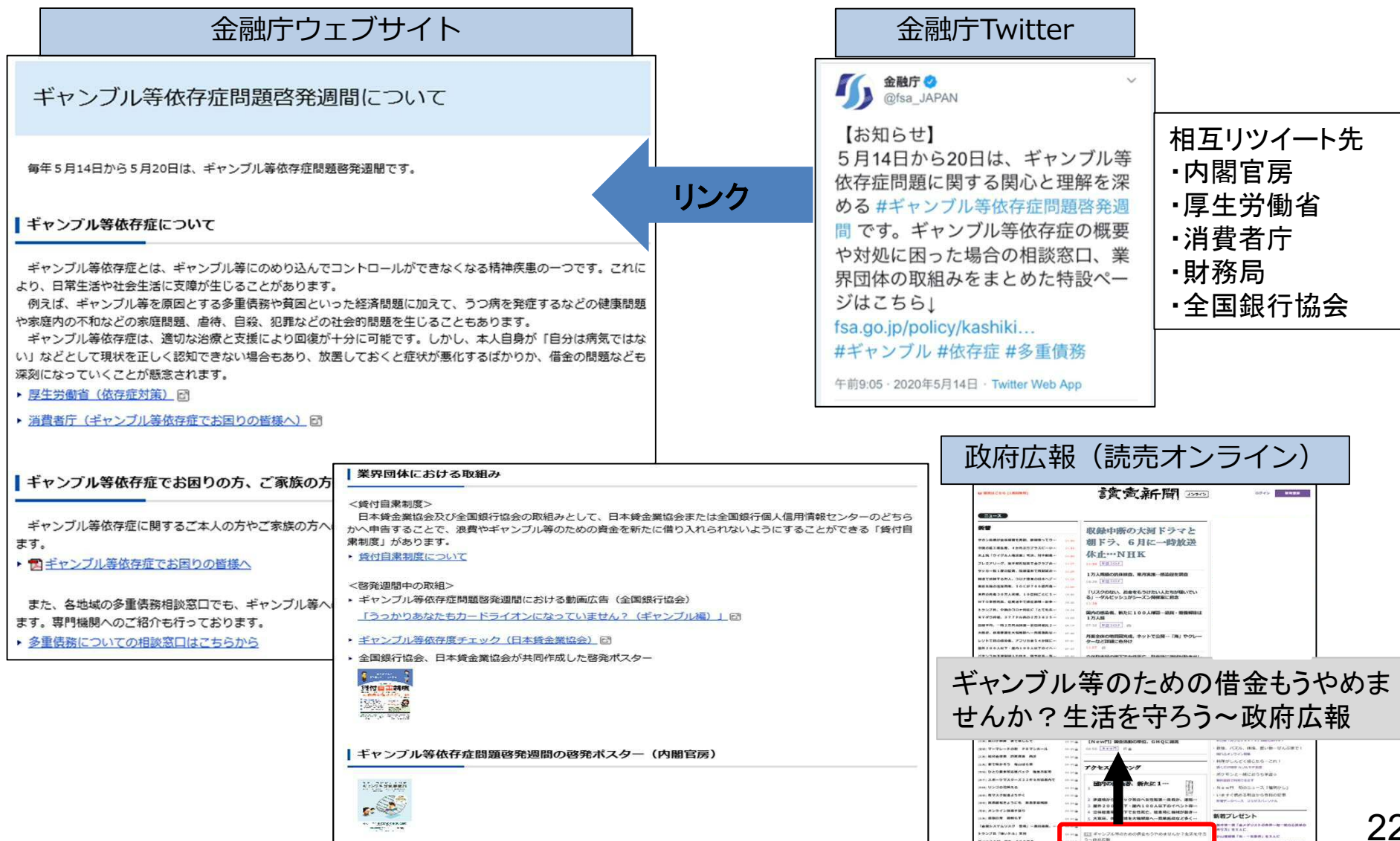
- ギャンブル等への「のめり込み」は、ささいなストレスや「ピギナーズラック」からでも生じる可能性があります。「自分だけは大丈夫。」と思っていませんか。
- ★ 一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、**気合や根性では、ギャンブル等へのめり込みから抜け出せません。**
- ★ また、**法令で定められた年齢に達しない方がギャンブル等をする**ことは、**禁止**されています。

* 5月は「消費者月間」、そして、5月14日から20日までは「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です。関係府省庁等においては、連携して、ギャンブル等依存症に関連する問題についての知識の普及に取り組んでいます。(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

4月からの新生活者
向け啓発資料

10. ギャンブル等依存症対策の動向(2) (ギャンブル等依存症問題啓発週間における取組み)

○ 金融庁においては、2020年5月、ギャンブル等依存症問題啓発週間において、金融庁ウェブサイトやSNS、政府広報を通じ、ギャンブル等依存症問題に関する啓発活動を実施。



11. 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法・ギャンブル等依存症への対応

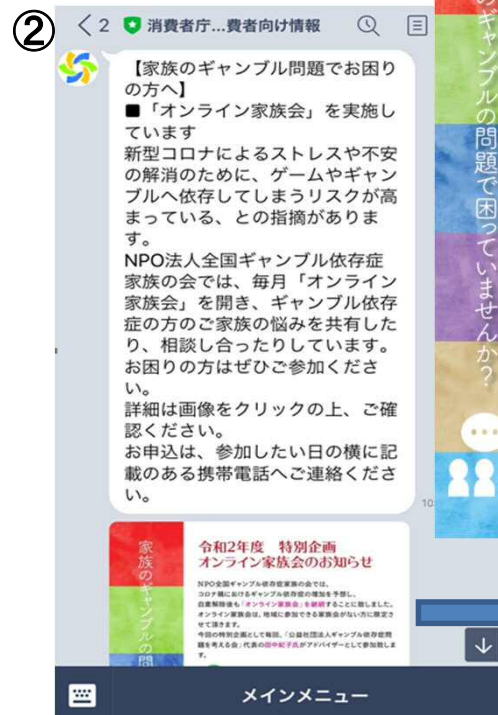
■ 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法・ギャンブル等依存症への対応

- ✓ 消費者庁公式LINEアカウントより給与ファクタリングなどと称した**違法なヤミ金業者への注意喚起①**及び「**NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会**」にて開催されている**相談会を告知②**
- ✓ 消費者庁Twitterよりギャンブル依存症問題啓発週間の告知とギャンブル依存症を知っていただくための**資料及び相談窓口の情報を配信**

消費者庁公式LINE

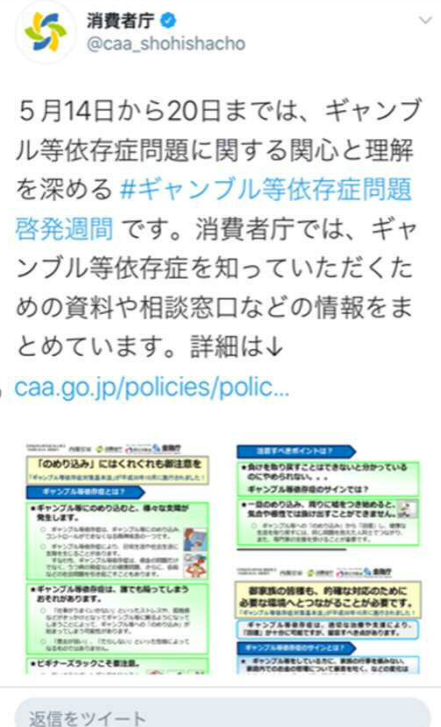


2020年6月4日配信



2020年6月6日配信

消費者庁Twitter



2020年5月15日配信 23